

令和 7 年度「京都中丹いちおし商品」募集要領

1 目的

中丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市）への誘客や商品の販路開拓等につなげ、地域の食の魅力発信を図ることを目的として、地域農林水産物を生かした中丹地域ならではの「お土産品」となるような商品を募集し、「京都中丹いちおし商品」として選定します。

2 対象者

中丹地域に事業所を有する法人、団体又は個人

3 募集期間

令和 7 年 1 0 月 9 日（木）～1 0 月 2 8 日（火）【1 7 時必着】

4 募集する商品等

「京都中丹いちおし商品」として付加価値を高め、販売力の向上を目指す既存商品とし、中丹地域の事業所で開発・製造（地域外業者による OEM（委託製造）も可）され、原材料として府内産農林水産物を使用している加工食品。ただし、府内産の割合は問わないものとします。

※中丹管内の実店舗（直売所やお土産店含む）において販売されている、又は販売予定の商品に限ります。

5 応募方法

「京都中丹いちおし商品応募用紙」に必要事項を記入の上、応募先まで持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。

6 応募費用

無料

7 審査項目

- ① おいしさ・見た目
- ② こだわり（中丹地域らしさ、原材料・製造方法、パッケージ）
- ③ お土産品としての魅力（価格帯、旅行者向けの工夫等）

8 審査の流れ

(1) 審査会の開催

日時：令和7年11月14日（金）10時～16時

会場：京都府綾部総合庁舎（綾部市川糸町丁畠 10-2）

◆試食審査

審査員（中丹女性伝道師並びに商品開発の専門家）が実際に商品を試食し、おいしさ・見た目等について審査します。試食用商品の提出については、別途連絡します。

※「中丹女性伝道師」とは、応募商品の審査・開発において助言等を行い、選定商品を情報発信する京都府の協力員

◆プレゼンテーション

審査会当日、審査員に対し、審査項目についてプレゼンをしていただきます。（所要時間約15分間（説明5分、質疑応答10分））

※応募商品多数の場合、審査日を別途設定し2日間に分けて実施する可能性があります。

※日程の都合がつかない場合は、別途ご相談ください。

(2) 結果発表

令和7年11月下旬

※今年度で「京都中丹いちおし商品」の募集は最後になります。

9 選定商品のPR・販路拡大支援

- ・京都中丹いちおし商品パンフレット、ホームページへの掲載
 - ・中丹女性伝道師によるSNS等での商品PR
 - ・各種イベント、商談会等の出展案内・PR等、販路拡大に繋がる支援を実施
- ※PR・販路拡大の支援は令和8年度以降も継続します。

10 応募・問合せ先

〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 番地

京都府中丹広域振興局 農林商工部

農商工連携・推進課「京都中丹いちおし商品」担当

担当：青山・寺西 まで

電話：0773-62-2743 FAX：0773-62-2859

E-mail：c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp